

緊急放送の運用に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と藤沢エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町における災害の発生又は発生する恐れがある場合の緊急放送を確保し、災害発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害とは、地震、台風、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 緊急放送とは、前条の目的を達成するために、甲は乙の承諾を得ることなく乙の所有する放送施設を使用して行うもので、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 甲は、前条第1号に定める事態が生じた場合に、放送番組に緊急放送を行うことができる。
- (2) 甲は、緊急放送を終了したときは、乙にその旨を連絡する。
- (3) 甲は、緊急放送を実施したときは、実施日時、放送内容を文書により速やかに乙に報告する。
- (4) 甲及び乙は、協議の上試験放送を実施することができる。

（協力の要請）

第4条 甲は、寒川町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対して文書を持って協力を要請し、緊急を要するときは、電話等にて要請するものとする。

なお、甲に対して乙から情報提供の要請を求められたときも同様とする。

（結果の責任）

第5条 緊急放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

（協議）

第6条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議の上解決にあたるものとする。

（協定の改訂）

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

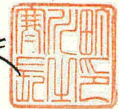
（期間）

第8条 この協定書の効力は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月6日

甲 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 山田文夫



乙 藤沢市藤沢573番地2
藤沢エフエム放送株式会社
代表取締役社長 山田秀幸

